

障害者支援施設、グループホームへの 補助事業を実施します！

～重度後遺障害者を受け入れる施設の環境整備を支援～

「介護者なき後」に備え、施設の環境整備を支援
するための補助事業の公募を開始します！

是非、ご応募ください！！

国土交通省では、自動車事故による重度後遺障害者の介護者が、様々な理由により介護することが困難となる場合（いわゆる「介護者なき後」）に備え、重度後遺障害者の受入環境を整備することを目的とし、障害者支援施設やグループホームに対し、設備導入や介護人材確保等に係る経費の補助を実施しています。

事業概要

補助事業名：自動車事故被害者受入環境整備事業
(自動車事故対策費補助金)

(1) 補助対象事業者：

①障害者支援施設 ②グループホーム

(2) 補助対象経費：

【開設(増設)年度の場合】

①人材雇用費 ②新規施設支援費 ③求人情報発信費 ④研修等経費

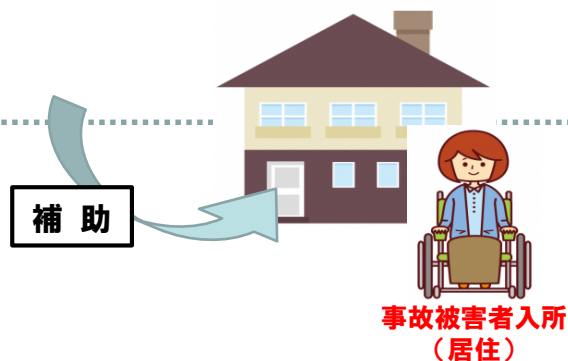
【開設次年度以降の場合】

①賃金改善費 ②入所施設支援費 ③求人情報発信費 ④研修等経費

(3) 予算額：

3億7,300万円

※昨年まで実施した「在宅生活支援環境整備事業」について今年度事業の見直しを行い、「自動車事故被害者受入環境整備事業」へと改定致しました。



公募期間：令和4年6月15日(水)～7月15日(金)

※ 事業実施期間：令和4年度中の補助対象事業者採択日～令和5年3月31日

補助内容

※補助対象経費・補助上限額の詳細は「公募要領」参照

○ 人材雇用費、賃金改善費

⇒給与や賃金改善費等の経費を支援
ex：新規雇用の促進、職員の処遇改善

○ 新規施設支援費、入所施設支援費

⇒重度後遺障害者の介護に必要な医療機器等の購入経費を支援
ex：特殊浴槽、介護リフト、介護ベッド 等

○ 求人情報発信費

⇒新たに従業員を雇用するための求人情報の発信に係る経費を支援
ex：大手就職情報サイトへの求人掲載、求人情報発信 等

○ 研修等経費

⇒重度後遺障害者に係る介護の知識・技術等を習得するための研修等の経費を支援
ex：喀痰吸引研修、講演会への参加 等

限度額

- ・開設(増設)年度の場合：1施設1,500万円
- ・開設次年度以降の場合：1施設1,000万円

補助要件

- 自動車事故による重度後遺障害者(以下の要件のいずれかを満たすの方)が施設に入所していること、又は今後、具体的な入所の見込みがあること
 - ・(独)自動車事故対策機構の介護料受給資格者
 - ・自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)別表第1第2級以上の者

応募方法等

※前年度に採択された施設等も **申請可能** です。

本補助事業の応募方法は、原則、jGrantsを利用した電子申請となります。

なお、応募要件・電子申請方法等の詳細につきましては、国土交通省HPに掲載する **公募要領等をご確認願います。**

※本補助事業の公募要領等については「**自動車事故被害者受入環境整備事業 公募**」と検索願います。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください！！

お問い合わせ先

国土交通省自動車局保障制度参事官室

担当：佐々木・永井

電話：03-5253-8111(内線:41418) 直通:03-5253-8580

FAX：03-5253-1638

